

(四) 北緯三四度三一分
東經一四〇度〇八分

実施艦 自衛艦四隻
その他 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第九十一号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
昭和五十年十月十五日

防衛庁長官 坂田 道太
日 時 昭和五十年十月二十一日(予備、同月
二十二日・二十三日)〇八三〇から一
六〇〇まで
使用海面 沖縄島東方の北緯二六度二六分、東経
一二八度三〇分の地点を中心とする半
徑三海里の区域

実施艦 自衛艦一隻
その他 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚す
る。

○科学技術庁告示第一号

通商産業省
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律(昭和三十年法律第七十九号)及び補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
(昭和三十年政令第二百五十五号)の規定に基づ
き、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律施行令の規定を実施するため、広
報対策交付金等交付規則の一部を改正する規則を
次のように定めたので告示する。
昭和五十年十月十五日

科学技術庁長官 佐々木義武

通商産業大臣 河本 敏夫

広報対策交付金等交付規則の一部を改正す
る規則

広報対策交付金等交付規則(昭和四十九年十一
月通商産業省告示第三号)の一部を次のように改
正する。

第一条中「第一条第三号」を「第一条第一号ハ」
に、「同条第四号」を「同号ニに規定する原子力発
電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電
に関する知識の普及の用に供する施設の設置に要
する費用に充てるための補助金(以下「広報研修
施設補助金」という。)(同条第六号)に、「作成
に」を「作成又は変更(法第二条に規定する発電
用施設(以下「発電用施設」という。))を新たに設
置する場合に限る。」に改へ、

第二条第一号中「法第二条に規定する」及び
「以下「発電用施設」という。」を削る。
第三条中「整備計画の作成」の次に「又は変更」
を加える。
第十八条中「交付金」の次に「又は補助金」を
加へ、同条を第二十二条とし、第十七条の次に次
の四条を加える。

(広報研修施設補助金の交付対象)

第十八条 所管省庁の長は、原子力発電施設等の
周辺の住民に対する原子力発電に関する知識の
普及の用に供する施設の設置に関する事業に要
する費用の全部又は一部に充てるため、原子力
発電施設等の設置が、その区域内において行わ
れ、若しくは予定されている都道府県又は原子
力に関する知識の普及に係る事業を行う民法
(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の
規定により設立された法人(以下「法人」と
いう。)に対し補助金を交付するものとする。

(広報研修施設補助金の交付限度額)
第十九条 広報研修施設補助金の交付限度額は、
一の広報研修施設につき一億九千五百万円とす
る。

(広報研修施設補助金の交付の決定)
第二十条 所管省庁の長は、広報研修施設補助金
の交付申請書の提出があつたときは、その内容
を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、
速やかにこの決定の内容及びこれに付した条件
を記載した補助金交付決定通知書により補助金
の交付を申請した者に通知する。

2 前項の補助金の交付決定の内容には、次に掲
げる費目ごとの経費を含むものとする。
一 施設整備費
二 設備備品整備費
三 附帯雑費

(準用)
第二十一条 第六条及び第八条から第十七条まで
の規定は、広報研修施設補助金の交付に準用す
る。この場合において、第六条中「交付金」と
あるのは「補助金」と、「広報対策交付金」(以下
「交付金」と総称する)の交付の申請をしよう
とする都道府県(以下「申請者」という。))とあ
るのは「広報研修施設補助金(以下「補助金」
という。))の交付の申請をしようとする都道府県
又は法人」と、「交付金事業概要説明書」とある
のは「補助金事業概要説明書」と、第八条第一

項中「前条」とあるのは「第二十条」と、「交付
金」とあるのは「補助金」と、第九条中「交付
金」とあるのは「補助金」と、「第七条第二項」
とあるのは「第二十条第二項」と、「第七条第一
項の決定に係る事業又は事務(以下「交付金事
業」という。))とあるのは「第二十条第一項の
決定に係る事業(以下「補助金事業」という。))
と、「交付金事業」とあるのは「補助金事業」
と、第十条中「第七条第一項の決定を受けた者
(以下「交付金事業者」という。))とあるのは
「第二十条第一項の決定を受けた者(以下「補
助金事業者」という。))と、「交付金事業」と
あるのは「補助金事業」と、「交付金事業進行
状況報告書」とあるのは「補助金事業進行状況
報告書」と、「交付金事業者」とあるのは「補助
金事業者」と、第十一条及び第十二条中「交付
金事業者」とあるのは「補助金事業者」と、「交
付金事業」とあるのは「補助金事業」と、「交付
金」とあるのは「補助金」と、第十三条中「第
七条第一項」とあるのは「第二十条第一項」
と、「交付金事業者」とあるのは「補助金事業者」
と、「交付金」とあるのは「補助金」と、「交付
金事業」とあるのは「補助金事業」と、第十四
条中「交付金事業者」とあるのは「補助金事業
者」と、「交付金事業」とあるのは「補助金事
業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と、第
十五条中「交付金」とあるのは「補助金」と、「交
付金事業者」とあるのは「補助金事業者」と、「交
付金支払請求書」とあるのは「補助金支払
請求書」と、第十六条中「交付金事業」とある
のは「補助金事業」と、「交付金事業者」とある
のは「補助金事業者」と、第十七条中「交付金
調査」とあるのは「補助金調査」と、「交付金事
業者」とあるのは「補助金事業者」と、「交付金
事業」とあるのは「補助金事業」と読み替える
ものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十
年八月十九日から適用する。
2 昭和五十年年度予算に係る広報研修施設補助金
については、第二十一条において準用する第六
条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又
は十月十六日から十月三十一日まで」とあるの
は「昭和五十年十一月一日から昭和五十一年一
月三十一日まで」と読み替えるものとする。